

# 河川占用許可更新のための提出書類について

津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の国土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

河川占用許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

## 1. 占用の継続を必要とする場合

### ① 河川占用許可申請書

左上に(甲)と記載してある「許可申請書」、(乙の2)と記載してある「(土地の占用)」の2枚です。

### ② 申立書(前回許可時から、設置工作物や占用面積に変更がない場合)

変更がある場合には、変更許可申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。

### ③ 位置図

### ④ 工作物平面図

### ⑤ 前回許可書の写し

### ⑥ 現況写真

最新の状況をカラープリントで提出してください。

### ⑦ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類

「河川占用許可申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。

添付がない場合、発行した許可書は「河川占用許可申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑦の書類をひとつ綴りにしたものと、**2部**ご提出ください。

許可書と併せてこちらで製本したものをお返しますので、ホッチキス止め等は不要です。

## 2. 占用を廃止される場合

現在許可を受けている河川占用を廃止される場合には、占用物件撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「河川占用廃止届」を提出していただく必要があります。

占用物件の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

## 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着**

期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:〇〇)

TEL:042-784-1111(内線:〇〇〇)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 砂防設備占用許可更新のための提出書類について

津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

砂防設備占用許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

## 1. 占用の継続を必要とする場合

- ① 砂防設備占用許可更新申請書
- ② 申立書(前回許可時から、設置工作物や占用面積に変更がない場合)  
変更がある場合には、変更許可申請が必要となりますので、必ずご連絡ください。
- ③ 位置図
- ④ 工作物平面図
- ⑤ 前回許可書の写し
- ⑥ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑦ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「砂防設備占用許可更新申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した許可書は「砂防設備占用許可更新申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑦の書類をひとつ綴りにしたものをお提出ください。

許可書と併せてこちらで製本したものをお返ししますので、ホッチキス止め等は不要です。

## 2. 占用を廃止される場合

現在許可を受けている砂防設備占用を廃止される場合には、占用物件撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「砂防指定地内制限行為着手等届出書」を提出していただく必要があります。

占用物件の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

## 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所変更等届出書」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:○○)

TEL:042-784-1111(内線:○○○)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 公園占用許可更新のための提出書類について

津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

公園占用許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

## 1. 占用の継続を必要とする場合

- ① 公園占用許可更新申請書
- ② 位置図
- ③ 工作物平面図
- ④ 前回許可書の写し
- ⑤ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑥ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「公園占用許可更新申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した許可書は「公園占用許可更新申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑥の書類をひとつ綴りにしたものをお、**1部**ご提出ください。※必ず控えを保管してください。

## 2. 占用を廃止される場合

現在許可を受けている公園占用を廃止される場合には、占用物件撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「公園占用廃止届」を提出していただく必要があります。

占用物件の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

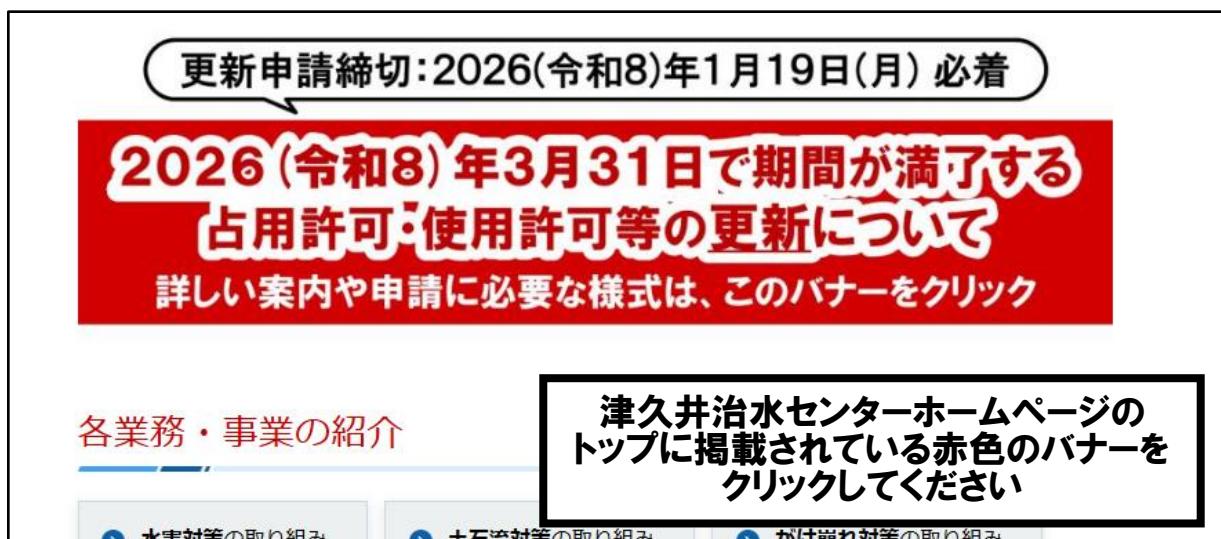
## 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:○○)

TEL:042-784-1111(内線:○○○)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になつても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 公園設置・管理許可更新のための提出書類について

津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

公園設置・管理許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

## 1. 設置・管理の継続を必要とする場合

- ① 公園施設設置(管理)許可更新申請書
- ② 位置図
- ③ 工作物平面図
- ④ 前回許可書の写し
- ⑤ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑥ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「公園施設設置(管理)許可更新申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した許可書は「公園施設設置(管理)許可更新申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑥の書類をひとつ綴りにしたものをお、**1部**ご提出ください。※必ず控えを保管してください。

## 2. 設置・管理を廃止される場合

現在許可を受けている、公園施設の設置・管理を廃止される場合には、設置(管理)物件撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「公園施設設置(管理)廃止届」を提出していただく必要があります。

設置(管理)物件の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

## 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840/kousin.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:〇〇)

TEL:042-784-1111(内線:〇〇〇)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 法定外公共用財産使用許可更新のための提出書類について

津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

法定外公共用財産使用許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

## 1. 使用の継続を必要とする場合

- ① 法定外公共用財産使用期間更新許可申請書
- ② 位置図
- ③ 工作物平面図
- ④ 前回許可書の写し
- ⑤ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑥ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「法定外公共用財産使用期間更新許可申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した許可書は「法定外公共用財産使用期間更新許可申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑥の書類をひとつ綴りにしたものをお、1部ご提出ください。※必ず控えを保管してください。

## 2. 使用を廃止される場合

現在許可を受けている法定外公共用財産の使用を廃止される場合には、工作物撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「使用廃止(終了)届」を提出していただく必要があります。

工作物の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

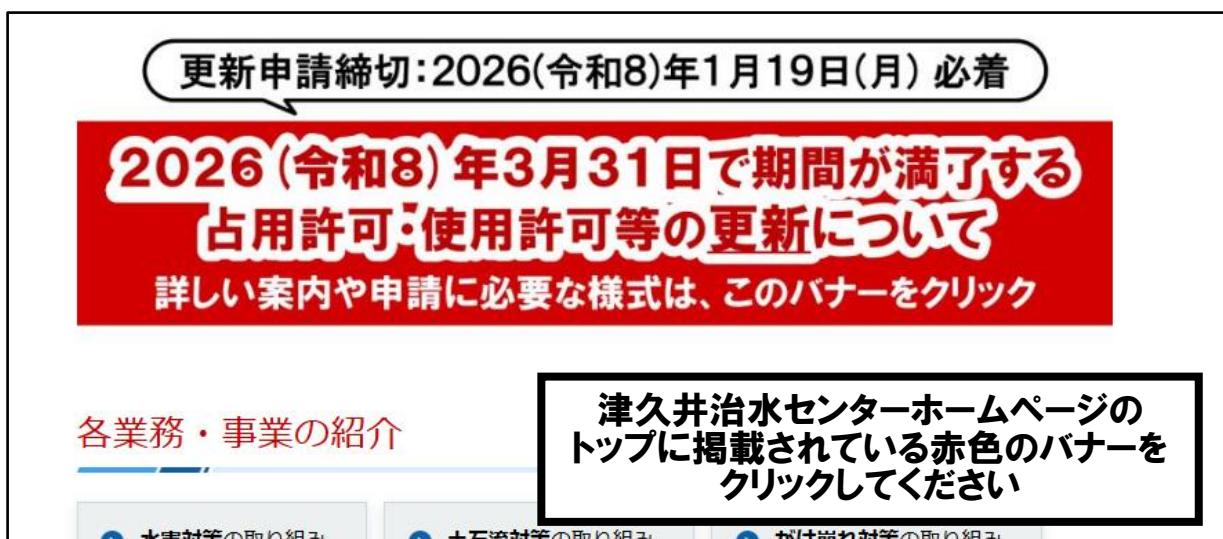
## 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:〇〇)

TEL:042-784-1111(内線:〇〇〇)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、**提出書類に不備があった場合のみ行います**。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、**3月下旬**に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、**特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです**。(万が一、**4月中旬頃**になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 行政財産使用許可更新のための提出書類について

## 津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

行政財産使用許可の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

### 1. 使用の継続を必要とする場合

- ① 行政財産使用許可更新申請書
- ② 位置図
- ③ 工作物平面図
- ④ 前回許可書の写し
- ⑤ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑥ 許可書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「行政財産使用許可更新申請書」に記載の担当者と、実際の許可書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した許可書は「行政財産使用許可更新申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑥の書類をひとつ綴りにしたものをお、1部ご提出ください。※必ず控えを保管してください。

### 2. 使用を廃止される場合

現在許可を受けている行政財産の使用を廃止される場合には、工作物撤去後の写真(撮影年月日明示)を添付の上、「行政財産使用廃止届」を提出していただく必要があります。

工作物の撤去方法によっては、別途許可申請が必要となる場合がありますので、事前にご連絡ください。

### 3. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

#### 4. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

#### 5. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

#### 6. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:〇〇)

TEL:042-784-1111(内線:〇〇〇)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

# 普通財産貸付契約更新のための提出書類について

## 津久井治水センターからのご案内

日ごろから、本県の県土整備行政の推進に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

普通財産貸付契約の更新にあたっては、以下の書類が必要です。案内に沿って、不足等のないようにご用意いただき、必ず、後述の提出期限までにご提出をお願いいたします。

### 1. 貸付の継続を必要とする場合

- ① 普通財産貸付(更新)申請書
- ② 位置図
- ③ 平面図(面積求積図)
- ④ 前回契約書の写し
- ⑤ 現況写真  
最新の状況をカラープリントで提出してください。
- ⑥ 契約書の送付先となる宛先及び担当者を記載した書類  
「普通財産貸付(更新)申請書」に記載の担当者と、実際の契約書送付先が異なる場合に添付してください。添付がない場合、発行した契約書は「普通財産貸付(更新)申請書」に記載の住所・担当者宛にお送りします。

上記①～⑥の書類をひとつ綴りにしたものをお、**1部**ご提出ください。※必ず控えを保管してください。

### 2. 申請者・住所等に変更がある場合

「住所等変更届」に必要事項を記入し、提出してください。

(裏面に続く)

### 3. 各提出書類の様式について

上記各様式(Word ファイル)は、津久井治水センターのホームページに掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご利用ください。



検索キーワード:「津久井治水センター 更新 様式」

URL:<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7t/cnt/f6840//index.html>

### 4. 提出期限

**令和8年1月19日(月)必着** 期限は厳守してください。

### 5. 提出先・問合せ先

〒252-0157

神奈川県相模原市緑区中野 937-2 (津久井合同庁舎2階)

神奈川県厚木土木事務所 津久井治水センター 許認可指導課 (担当:○○)

TEL:042-784-1111(内線:○○○)

※電話・窓口受付時間 平日(年末年始除く) 9:00~12:00, 13:00~16:00

当所では、毎年度末に、管内で数百件の許可更新作業を行っています。そのため、個別の連絡は、提出書類に不備があった場合のみ行います。大変恐れ入りますが、申請処理の進捗等に係るご連絡は、お控えいただけますと幸いです。(万が一、遅滞等が生じる場合には、こちらよりご連絡いたします。)

また、許可書の発送作業は、3月下旬に行います。そのため、到着が4月以降になることもございますが、先述のとおり、特段ご連絡を差し上げない限り、問題なく、許可書の発送作業が行われているものです。(万が一、4月中旬頃になっても許可書がお手元に届かない場合には、お手数ですが、上記までご連絡ください。)

ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。